

# 避難行動要支援者支援制度～同意者名簿の登録をしています～



守口市では、災害対策基本法に基づき、要介護認定を受けている方や身体障害者手帳を所持する方など、災害が発生した際に自力での避難が困難で支援が必要と予想される方（避難行動要支援者※）を登録した「避難行動要支援者名簿（全体名簿）」を作成しています。

「避難行動要支援者名簿（全体名簿）」に登録された方のうち、名簿情報を避難支援者（※）に提供することに同意された方だけを登載した「避難行動要支援者名簿（同意者名簿）」を作成し、避難支援者に提供しています。災害が発生した際に支援が必要な方を把握することはもとより、日頃からの地域での見守り活動にも活用し、安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

「避難行動要支援者名簿（同意者名簿）」への登録を希望される方は、制度の趣旨をご理解いただいたうえで、「避難行動要支援者名簿（同意者名簿）登録票」に必要事項を記入して提出してください。

## ●避難支援者とは

避難支援が必要な方に対する日頃からの見守りや災害が発生しそうな場合、または発生した際に、災害に関する情報を伝えたり、避難する際に支援していただく人です。（確実な支援や救出を確約するものではありません。）

### ●「同意者名簿」の提供先（避難支援者）

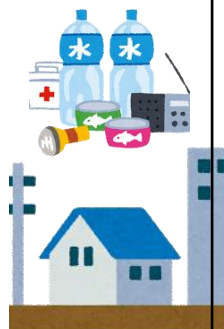
- 民生委員・児童委員
- 社会福祉協議会
- 消防機関
- 警察
- 自主防災組織



## ●避難行動要支援者とは

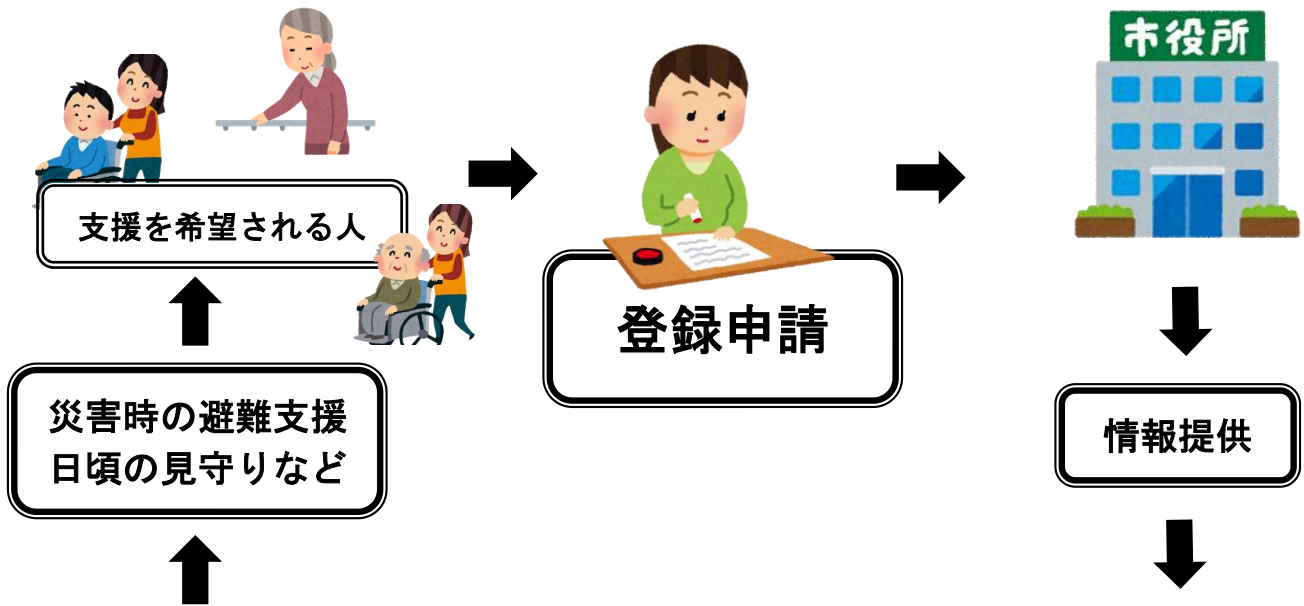
在宅で生活している人で、第三者の支援が必要と予想される人をいいます。守口市では、地域防災計画において次のような人を「避難行動要支援者名簿（全体名簿）」への登録対象者としています。

- (ア) 要介護認定3～5を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する者
- (ウ) 療育手帳Aを所持する者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- (オ) 障害者総合支援法による障害福祉サービス等を受けている難病者
- (カ) 上記以外で、市長が支援の必要を認めた者（災害時要援護者名簿登録者を含む）



（裏面につづく）

●「同意者名簿」活用のしくみ



避難支援者



(民生委員・児童委員) (社会福祉協議会) (消防機関)  
(警察) (自主防災組織)



「同意者名簿」にて提供する情報

氏名、生年月日、性別、住所または居所、電話番号、避難支援等を必要とする事由などの個人情報です。

●その他

○大規模災害が発生した場合は、避難支援者も被災者となる可能性があります。あくまでも、その時に「できる範囲内での支援」となりますので、ご理解願います。

○「同意者名簿」の作成・登録および情報提供にあたり、平常時の見守り活動および避難支援以外の目的に利用することはありません。

○「避難行動要支援者名簿（全体名簿）」は、市において厳重に管理され、人命にかかわるような災害等が発生した（する可能性がある）場合のみ、消防機関等の避難支援者に必要最小限の情報を提供します。

問合せ先：健康福祉部地域福祉課 避難行動要支援者名簿担当

電話番号：06-6992-1570

F A X：06-6992-1505

E - m a i l：Mori\_fusoumu@city-moriguchi-osaka.jp

